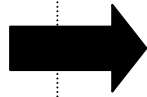


大学等が権利を承継しないと判断した場合

・ 研究者等の個人の判断で出願・活用



- ・ 出願に条件をつけるべきか?
- ・ 出願した場合の大学への報告義務を課すべきか?
- ・ 大学等への対価配分をどうすべきか?

# 大学における知的財産の保護・活用のために必要な対応

学内体制の整備

知的財産の保護

知的財産の活用

ルール策定等

知財の創出・選別・出願

ライセンス活動等

知的財産本部とTLOは知的財産の保護・活用のために一体的な連携体制を構築

知財戦略の企画・立案

知財管理・活用ルールの作成

産学官連携の基本的ルール作成

知財の扱いに関するアドバイス

学内啓蒙

知財創出・取得のマネジメント

研究成果・秘密情報の保持

研究成果の評価・選別

研究成果の権利化

情報提供

実施許諾

インキュベーション事業

- ・経営面での助言
- ・技術指導等
- ・金融面での支援

現在、承認されている  
技術移転事業

## 大学とTLOとの関係

・ 大学とTLOとの関係は多様（一律のルール化は出来ない）

- ・ 1大学と1TLOとの連携
- ・ 複数大学と1TLOとの連携
- ・ 大学の外部組織型TLO
- ・ 大学の内部組織型TLO



・ 全体の事業の実施に当たっては、各大学の主体的な判断により、知的財産本部とTLOとの関係を整理し、効率的・効果的な体制が選択される。